

令和 8 年 4 月 2 2 日

(株) 釣りビジョン及び (株) 東北新社メディアサービスによる  
衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可申請  
(令和 8 年 4 月 2 2 日 諮問第 1 9 号)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、宮内官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送業務課

(中村課長補佐、黒川主査、真塚主査)

電話：03-5253-5799

## (株) 釣りビジョン及び (株) 東北新社メディアサービスによる 衛星基幹放送業務の放送事項の変更の許可申請

### 1 申請の概要

以下の2件の放送事項の変更の許可申請があったもの。

- ・株式会社釣りビジョン（代表取締役社長 嶋村 安高）から、視聴者ニーズへの対応等のため、令和8年2月27日付けで放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第97条第1項の規定に基づき、BS第87号の放送事項の変更の許可の申請があった。
- ・株式会社東北新社メディアサービス（代表取締役社長 漆原 弘子）から、視聴者ニーズへの対応等のため、令和8年3月23日付けで同法第97条第1項の規定に基づき、CS第167号の放送事項の変更の許可の申請があった。

### 2 審査結果

当該2件の申請について、放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）第9条に基づき、同令第6条の規定を準用して審査するとともに、放送事項等の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかを審査した結果、いずれも変更を許可することが適当であると認められた。詳細は別紙参照。

### 3 今後の予定

当該2件の放送事項の変更の許可を適当とする旨の答申を受けた場合は、放送事項等の変更を許可し、その旨を遅滞なく通知する。

## 参照条文

### ○放送法（昭和 25 年法律第 132 号）（抄）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～七 （略）

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～六（略）

七 放送事項

八～十一（略）

3～5 （略）

（放送事項等の変更）

第九十七条 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第七号から第九号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 （略）

（認定記録の変更）

第九十九条 総務大臣は、第九十七条第一項の規定による許可をしたとき、同条第二項若しくは前条第一項の規定による届出があつたとき、第九十七条第三項の規定による指定の変更をしたとき、又は前条第二項若しくは第三項の規定による認可をしたときは、認定記録を変更し、当該認定記録に係る認定基幹放送事業者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（電波監理審議会への諮問）

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

二 第十八条第二項（定款変更の認可）、第二十条第十一項（第六十五条第五項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第二十条第十二項（任意的業務の認可）、第二十条の二第一項（基幹放送局提供子会社への出資の認可）、第二十条の四第六項及び第七項（業務規程の変更の勧告及び命令）、第二十一条の二第一項（実施基準の認可）、第二十二条（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第二十二条の二（関連事業持株会社への出資の認可）、第二十二条の三第一項若しくは第三項（関連事業出資計画の認定）、第六十四条第四項及び第五項（受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認可）、第六十五条第一項（国際放送等の実施の要請）、第六十六条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第七十一条第一項（収支予算等の認可）、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）、第八十五条第一

項（放送設備の譲渡等の認可）、第八十六条第一項（放送等の廃止又は休止の認可）、第八十九条第一項（放送の廃止又は休止の認可）、第九十三条第一項（基幹放送の業務の認定）、第九十六条第一項（地上基幹放送の業務の場合に限る。）（認定の更新）、第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第一百六条の四第一項（特定放送番組同一化実施方針の認定）、第一百二十条（放送局設備供給役務の提供条件の変更命令）、第一百四十一条（受信障害区域における再放送の業務の方法に関する改善の命令）、第一百五十六条第一項、第二項若しくは第四項（有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第一百五十九条第一項（認定放送持株会社に関する認定）又は第一百六十七条第一項（センターの指定）の規定による処分

三～五 （略）

2 前項各号（第四号を除く。）に係る事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

#### ○放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）（抄）

（放送事項等の変更）

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書、事業収支見積書及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを証明した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

2 前項の事業計画書の様式は別表第七号に、事業収支見積書の様式は別表第八号に、基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを証明した書類の様式は別表第九号にそれぞれ掲げるとおりとする。

3～7 （略）

#### ○衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和 2 年総務省令第 9 号）（抄）

（基準）

第三条 放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、次の表の上欄に掲げる伝送方式により同表の中欄に掲げるテレビジョン放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロット（広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第五十三条第一項に規定するスロットをいい、高度広帯域伝送方式によるものについては、デジタル放送の標準方式第六十条第一項に規定するスロットをいう。以下同じ。）の数（放送大学学園が行うテレビジョン放送にあっては、当該テレビジョン放送と併せて行う超短波放送に使用するスロットの数を含む。）が同表の下欄に掲げるスロットの数を超えないこととする。

伝送方式	テレビジョン放送	スロットの数
広帯域伝送方式	標準テレビジョン放送（一部の時間帯に、標準テレビジョン放送を含む複数の超高精細度テレビジョン放送以	六

	外のテレビジョン放送を同時に行う場合における当該標準テレビジョン放送を除く。）	
	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）	十二
	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）	二十
高度広帯域伝送方式	高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）	二十五
	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が二千百六十本以上四千三百二十本未満であるもの）	四十
	超高精細度テレビジョン放送（走査方式にかかわらず有効走査線数が四千三百二十本以上であるもの）	百二十

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、広帯域伝送方式によりテレビジョン放送を行う場合であって、次の表の上欄に掲げるときにおける当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が同項の表の下欄に掲げるスロットの数に次の表の下欄に掲げる数を加算した数を超えないこととする。

標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を行う場合であって、当該テレビジョン放送の補完放送を行うとき	二
高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千九百二十としているもの）を行う場合であって、当該テレビジョン放送の補完放送を行うとき	四
高精細度テレビジョン放送（一の映像の符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数を千四百四十としているもの）を行う場合であって、一部の時間帯に、複数の超高精細度テレビジョン放送以外のテレビジョン放送を同時に行うとき	四
高精細度テレビジョン放送を行う場合であって、降雨等による電波の減衰に対処するため、階層変調を行うとき	二

- 3 前二項の規定にかかわらず、第一項の衛星基幹放送の業務を行い、又は行おうとする者が、専ら受信機が正常に作動するために必要なプログラムの変換に必要な情報を放送事項とするデータ放送を行う場合における当該業務に係る周波数の使用に関する基準は、スロットの数が二を超えないこととする。

○基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令  
(平成27年総務省令第26号)(抄)

(通則)

第八条 法第九十三条第一項第五号ただし書(法第六十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の総務省令で定める場合は、申請者等(二以上の者が申請者に対して支配関係を有する場合にあっては、当該二以上の者ごとの申請者等)が次の各号のいずれにも適合する場合(当該申請者等が認定放送持株会社等である場合にあっては、当該認定放送持株会社等が次の各号のいずれにも適合する場合又は当該認定放送持株会社等に係る認定放送持株会社が次条各号のいずれにも適合する場合)とする。ただし、基幹放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

一～五(略)

六 申請者等が衛星基幹放送の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超える場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 申請者等が衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送を除く。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送(超高精細度テレビジョン放送に限る。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。

七 申請者等に地上基幹放送の業務を行う者及び衛星基幹放送の業務を行う者のいずれもが属する場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 一の者及び当該一の者の子会社その他法第二条第三十四号イに規定する特別の関係にある者が有する衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものに限る。以下このイにおいて同じ。)の業務を行う者の議決権の数の当該衛星基幹放送の業務を行う者の議決権の総数に占める割合が三分の一を超え二分の一以下の場合における当該一の者と当該衛星基幹放送の業務を行う者の関係を支配関係に該当しないものとみなした場合に、申請者等に地上基幹放送の業務を行う者又は衛星基幹放送の業務を行う者のいずれかが属さないこと。

ロ 申請者等が衛星基幹放送(放送衛星業務用の周波数を使用して行われるものを除く。)の業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。

八～九(略)

○基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)(抄)

第2 放送法第93条第1項第6号に規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合(特定地上基幹放送事業者の場合にあっては、電波法第7条第2項第4号ハに規定する「基幹放送普及計画に適合すること」への適合)

1 「基幹放送普及計画に適合すること」に関しては、次の要件に該当すること。

(1) 放送法第106条第1項の規定に基づき、放送番組の相互の間の調和を保つこと(総合放送を行うものに限る。)

(2) 放送法第106条第2項の規定に基づき、教育番組の編集及び放送に当たって、その放送の対象と

する者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにすること（この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠すること。）。

- (3) 放送法第108条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をすること。
- (4) 放送法第109条の規定に基づき、学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- (5) 放送法第110条の規定に基づき、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこと。
- (6) 放送法第163条の規定に基づき、認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者が行う地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務については、国内基幹放送の放送番組の編集に当たっては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めること。
- (7) 地上基幹放送(全国放送を除く。)の業務を行う基幹放送事業者の次に掲げる者(認定放送持株会社の関係会社にあつては、ウに掲げる者)は、できるだけその地上基幹放送の業務に係る放送対象地域に住所を有する者であること。

ア 主たる出資者

イ 役員

ウ 審議機関の委員

- 2 以上のほか、第3の基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標を充足すること。

## ○放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）（抄）

（趣旨）

第5条 法第93条第1項による衛星基幹放送の業務の認定及び第97条第1項による放送事項等の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

（認定の基準）

第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。

- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。  
基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。
- (2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足る経理的基礎があること。  
衛星基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理

的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度ごとに費用が適正に算出され、収入は合理的な予測を基に算出された内容のものであって、事業開始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性があること。

(3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足る技術的能力は、次に適合するものであること。

ア 規則第76条第3項第2号に規定する設備等維持業務（以下この章において「設備等維持業務」という。）を確実に実施することができる体制（設備等維持業務を他人に委託する場合は、委託先を含む。）について、平常時の放送設備の的確な運用及び非常災害発生等の緊急時を含め、放送設備の損壊等が発生した際における的確な対応を実施するための組織全体の連絡系統、各組織の名称、責任者、業務概要及び要員の数が記載されており、適正に要員を配置するとともに緊急時の連絡体制が整備されていること。

イ 設備等維持業務を確実に実施するための規程が整備されていること。

ウ 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者が当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。

エ 設備等維持業務を他人に委託する場合、規則第123条の7各号に規定する措置が講じられていること。

(4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。

ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対する措置については、規則第104条から第115条まで及び第122条の規定に従い、別添1に掲げる対策が講じられていること。

イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対する措置は、別添2に掲げる送信の標準方式に適合するものであること。

(5) 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和2年総務省令第9号）に適合していること。

(6) 法第93条第1項第5号及び自由享有基準に規定する要件に適合していること。

この場合において、自由享有基準第5条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1又は3分の1を超える議決権を有しているか否かの判定は、次のアからウまでの議決権を合算して行うものとする。

ア 一の者の名義に係る議決権

イ 一の者が自己の計算により議決権を有する場合であって、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なるときにおける当該議決権

ウ 一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合における当該議決権

(7) 認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のため

に適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

- (8) 当該業務を行おうとする者が、法第93条第1項第7号イからルまで（ホを除く。）の各規定に該当しないこと。

(放送事項等の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項等の変更の許可に係る申請書類の審査に当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項等の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務（放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用するものに限る。）の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等（一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。）の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の放送事項の全部又は一部を加える場合は、衛星基幹放送の業務の同一性は失われないものとみなす。

別紙2（第6条及び第10条の3関係）

第6条（7）又は第10条の3（7）による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- 1 その業務の認定を受けようとする者（以下この別紙2において「申請者」という。）が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
  - (1) 一週間の放送時間（補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間）において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
  - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果を

もたらすために適切なものであること。

- (3) (1)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を行うことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行うときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を行う放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法第8条に規定する放送を専ら行う基幹放送の業務の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- 11 その業務(衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を行う場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による基幹放送の業務の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第1号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。

- 18 その業務が試験放送の業務を行うものであるときは、1から17までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。
- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
  - (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
  - (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 19 その使用するセグメント数又は基準セグメント数が7以上であるマルチメディア放送による移動受信地上基幹放送(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送を行うものに限る。)を行おうとする申請者にとっては、自己又は他の移動受信地上基幹放送事業者(デジタル放送の標準方式第4章第2節に定める放送の業務を行う者)に限る。以下この項において同じ。)の放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行うことを放送事項に明確に記載している場合に限り、当該情報の送信に当たって、次に掲げる事項に適合していること。ただし、他に放送番組の検索又は選択に関する情報を含む放送を行う移動受信地上基幹放送事業者であってこれらの要件に適合するものが既にある場合は、この限りでない。
- ア 当該情報の送信のため1セグメントを確保していること。
  - イ 全ての移動受信地上基幹放送事業者の放送番組の検索又は選択に関する情報を送信することが可能であること。
  - ウ 全ての移動受信地上基幹放送事業者との間において、放送番組の検索又は選択に関する情報の送信に関する情報を共有するための体制が整っていること。
  - エ 放送番組の検索又は選択に関する情報の集約や送信の方法及び当該情報の送信に係る料金が、特定の移動受信地上基幹放送事業者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(写)  
(公印・契印省略)

諮問第 19 号  
令和 8 年 4 月 22 日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮問書

株式会社釣りビジョン（代表取締役社長 嶋村 安高）から令和 8 年 2 月 27 日付けで B S 第 87 号に係る放送事項の変更の許可について申請があった。

また、株式会社東北新社メディアサービス（代表取締役社長 漆原 弘子）から、令和 8 年 3 月 23 日付けで C S 第 167 号に係る放送事項の変更の許可について申請があった。

これらの申請をそれぞれ審査した結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおり放送法関係審査基準（平成 23 年総務省訓令第 30 号）第 9 条の規定に適合していると認められることから、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 97 条第 1 項の規定により許可することとしたい。

上記のことについて、同法第 177 条第 1 項第 2 号の規定により諮問する。

令和 8 年 4 月 2 2 日

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の  
一部を改正する省令案  
（令和 8 年 4 月 2 2 日 諮問第 20 号）

[価額競争制度の導入に係る制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、宮内官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、川畑係長)

電話：03-5253-5893

## 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案 （価額競争制度の導入に係る制度整備）

### 1 諮問の概要

令和 7 年 4 月 25 日に公布された電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号）に基づき、6 GHz を超える高い周波数帯を対象に、新たな割当方式となる価額競争に関する制度が導入された。本制度の導入に伴い、令和 7 年 10 月 1 日施行に際しての電波法施行規則の一部改正（令和 7 年 8 月諮問・答申、令和 7 年総務省令第 94 号（令和 7 年 9 月 29 日公布、同年 10 月 1 日施行））、26GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針の制定（令和 8 年 2 月諮問・答申、令和 8 年総務省告示第 71 号（令和 8 年 3 月 9 日公布・施行））等を実施したところ。

これらを踏まえ、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定を受けた認定特定高周波数無線局開設者が、特定高周波数無線局を開設するに当たって必要な制度整備を行う。

### 2 改正概要

#### ※必要的諮問事項はゴシック体

価額競争に関する制度の導入に伴い、認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局の開設等を行うことができるようにするため、以下のとおり無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等を改正する。

（1）価額競争による多様な利用用途を想定した関係規定の整備

【電波法施行規則 第 4 条の 4、第 6 条の 4、第 8 条、第 52 条、別表第 5 号の 2 及び別表第 5 号の 3】

【無線局免許手続規則 第 20 条の 9、別表第 2 号第 2、別表第 2 号の 3 第 1 及び別表第 2 号の 4】

【無線局運用規則 第 137 条の 2】

【無線設備規則 第 14 条の 2】

(2) 価額競争実施後の手続・運用に係る関係規定の整備

**【無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準 第3条、第4条、第7条の3及び第8条】**

【無線局免許手続規則 第25条の4、第25条の5、第25条の6、第25条の8の4から第25条の8の8、別表第1号、別表第1号の2、別表第4号、別表第5号の2、別表第5号の4、別表第8号の9及び別表第11号】

**【特定無線局の開設の根本的基準 第2条及び第3条】**

### 3 施行期日

答申を受けた場合は、速やかに改正予定。(公布日の施行を予定)

### 4 意見募集の結果

本件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定に基づく意見公募の手続について、令和8年3月10日（火）から同年4月8日（水）までの期間において実施したところ、本省令案等に対する意見の提出が4件あった。

**無線局(基幹放送局を除く。)の開設の  
根本的基準等の一部を改正する省令案  
～価額競争制度の導入に係る制度整備～**

---

**令和 8 年 4 月  
移動通信課**

# 省令改正の背景・経緯

- 令和8年3月9日に制定した「26GHz帯における5G普及のための価額競争実施指針」では、価額競争によって割り当てる26GHz帯について、**全国枠**※1と**地域枠**※2を**1枠ずつ**設定。

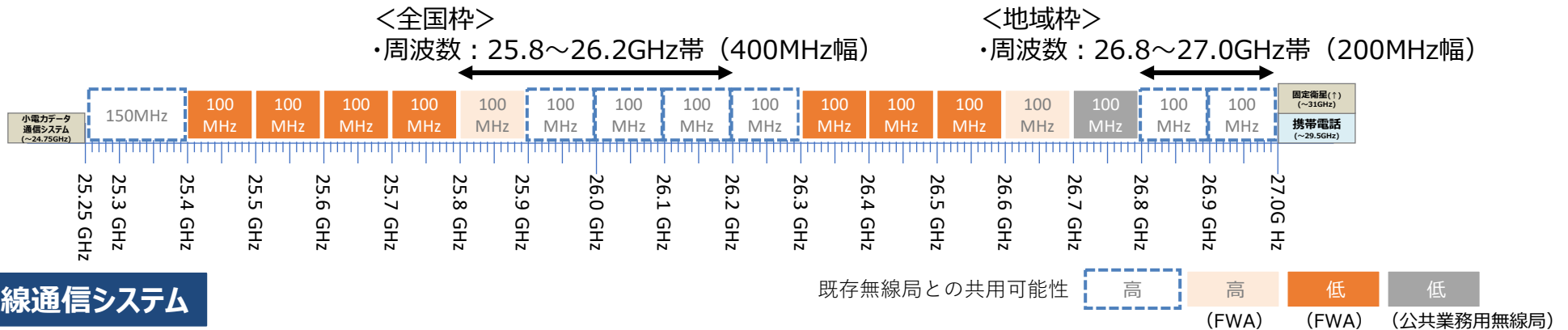
※1 25.8～26.2GHzの400MHz幅。割当区域は全国。

※2 26.8～27.0GHzの200MHz幅。割当区域は市町村(特別区については、23区で1つの区域)。新規事業者・地域事業者の専用枠。

- 価額競争制度は、多種多様な事業者の創意工夫により6GHzを超える高い周波数帯の更なる活用を促進するための制度であり、今回の26GHz帯の周波数割当てについて、**電気通信サービス以外にも自営利用等の多様な利用方法が想定**される。

## 割り当てる周波数

- 25.8～26.2GHz：**全国枠**（全国が割当区域）
- 26.8～27.0GHz：**地域枠**（市町村が割当区域 × 新規事業者・地域事業者向けの**専用枠**）



## 無線通信システム

- 第5世代移动通信システム（5G）

## 今回の省令改正事項

- 価額競争による**多様な利用用途を想定した関係規定の整備**
- 特定高周波数無線局の開設の認定等に係る手続、特定高周波数無線局の無線局開設の要件等の**価額競争実施後の手続・運用に係る関係規定の整備**

# 1. 価額競争による多様な利用用途を想定した関係規定の整備

- 多様な利用用途を想定し、一部地域のみで電気通信業務を行う場合や自営利用など電気通信業務以外の業務を行う場合に関して、無線局免許手続等の関係規定を整備。
- また、事業者間のローミング利用を想定し、価額競争の対象周波数帯について、無線局免許の排他的申請権の例外規定を整備。

## 移動通信システム（5G・BWA）の類型

		技術基準		
		5G	ローカル5G	BWA
電気通信業務用	全国	携帯無線通信※		全国BWA
	地域	①今回新たに規定を整備	ローカル5G	地域BWA
自営等用		②今回新たに規定を整備		自営等BWA

※ 無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第1号)において、「携帯無線通信」は、「電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信(第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。)をいう。」と規定されている。

## 改正事項①：電気通信業務用のうち一部地域のみを落札者に係る関係規定の整備

- 今回の価額競争では、地域枠においては地域ごとに落札者が決定することから、一部地域のみを落札し、都道府県未満の区域を端末の移動範囲とする5G事業者について、ローカル5G・地域BWA等に合わせ、一斉再免許制度※の適用対象外とする改正を実施

※ 無線局免許の再免許を原則5年ごとに時期を揃えて一斉に行う制度  
(全国携帯電話事業者等、広域に多数の無線局を開設する者を想定して整備された)

## 改正事項②：自営等利用を目的とした落札者に係る関係規定の整備

- 今回の価額競争では、5Gについて自営等（公共業務用・一般業務用）での利用が行われることも想定されることから、**5G（TDD）方式※1**を利用する者のうち電気通信業務を行うことを目的としない無線局について、**携帯無線通信を参考に免許手続等の必要な規定を整備するとともに、自営等BWAを参考に一斉再免許制度の適用対象外、保守運用体制整備を運用時間中の努力義務※2**とする改正を実施

※1 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信

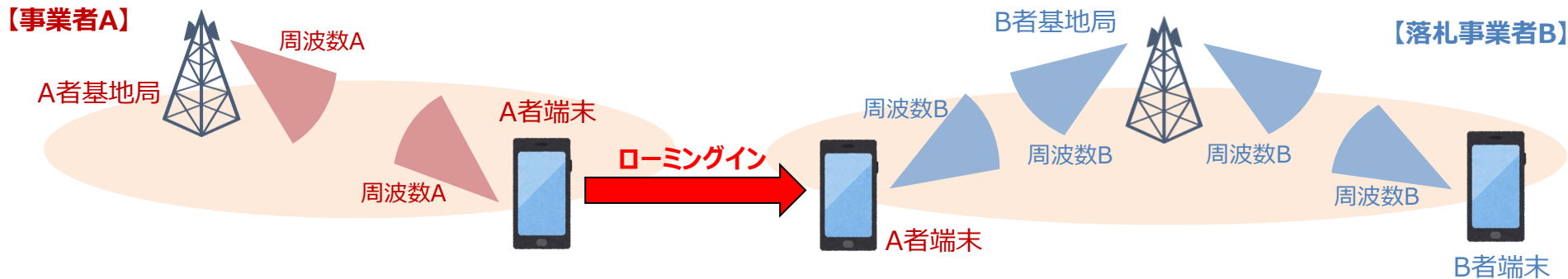
※2 無線局運用規則(昭和25年電波監理委員会規則第17号)第137条の2において、携帯無線通信を行う基地局やBWA(自営等を除く。)の基地局については、24時間365日にわたる保守運用体制を整備することが義務付けられている

## 改正事項③：落札周波数帯のローミング利用に関する規定整備

- 価額競争の落札者※1は、特定基地局開設計画制度と同様、認定に係る周波数について無線局免許の排他的申請権が与えられる。
- 今回の価額競争では、**事業者間においてローミングが行われる可能性があることから、落札者以外の者について、落札者の基地局等を通信の相手方とする場合に限り、上記の排他的申請権の例外として落札周波数帯を使用する陸上移動局の免許申請を可能とする※2**改正を実施

※1 落札者は、総務大臣の認定を受けて認定特定高周波数無線局開設者となる。本項では、「認定特定高周波数無線局開設者」を「落札者」と表記する。

※2 電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条の4(公示する期間内に申請することを要しない無線局)に追加



A者端末がローミングインしてB者基地局と通信する場合、A者端末はB者の周波数を発射

# 1. 価額競争による多様な利用用途を想定した関係規定の整備(改正事項一覧)

## 【主な改正事項一覧】

省令	改正概要	該当条項
● 電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>空中線電力を平均電力 (pY) をもって表示する送信設備に自営等の5G (TDD) 方式の無線局を追加</li> <li>価額競争により割り当てる周波数について、<b>ローミングを行う際の例外措置として</b>、認定特定高周波数無線局開設者以外の者が開設する陸上移動局について、認定特定高周波数無線局開設者が開設する基地局又は陸上移動中継局を通信の相手方とする場合に限り、<b>公示する期間内に申請することを要しない(認定期間中に免許申請を行うことができる)無線局</b>の対象に追加</li> <li>携帯無線通信を行う無線局の一斉再免許の対象について、電気通信業務用の移動する無線局(一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。)及びその通信の相手方である電気通信業務用基地局に限定</li> <li>無線設備等の検査実施報告書、点検実施報告書の様式の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条の4</li> <li><b>第6条の4</b> (公示する期間内に申請することを要しない無線局)</li> <li>第8条</li> <li>別表第5号の2</li> <li>別表第5号の3</li> </ul>
● 無線局免許手続規則 (昭和25年電波監理委員会規則第15号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5G (TDD) 方式の自営等の無線局に係る免許手続を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第20条の9 (添付書類)</li> <li>別表第2号第2</li> <li>別表第2号の3第1</li> </ul>
● 無線局運用規則 (昭和25年電波監理委員会規則第17号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基地局の監視制御機能の義務規定及び基地局の運用中の保守管理体制の確保の努力義務規定に5G (TDD) 方式の自営等の基地局のうち空中線電力が1W超のものを追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第137条の2</b> (監視制御機能及び保守運用体制)</li> </ul>
● 無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人体にばく露される電波の許容値について、5G (TDD) 方式の自営等の無線局に係る規定を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第14条の2</b> (人体にばく露される電波の許容値)</li> </ul>

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）及び価額競争実施指針を踏まえ、**特定高周波数無線局の開設の認定書の交付等に係る手続、特定高周波数無線局の開設要件などの価額競争実施後の手続・運用に関する規定を整備。**

### 改正事項：価額競争実施後の手続・運用に係る関係規定の整備

- 特定高周波数無線局の開設の認定について、**認定書の交付、認定の変更・取消申請、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継に関する手続を整備**
- 落札者は、価額競争実施指針に定める条件を遵守する必要があることから、落札者が開設する**特定高周波数無線局について、無線局の開設の要件に価額競争実施指針に適合していることを規定**

### 【主な改正事項一覧】

省令	改正概要	該当条項
<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定高周波数無線局の開設の認定について、<b>認定書の交付、認定の変更申請、認定の取消申請、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継に関する手続を規定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第25条の8の4から第25条の8の8、別表第5号の4、別表第8号の9</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定特定高周波数無線局開設者は、価額競争実施指針に定める条件を遵守する必要があることから、認定特定高周波数無線局開設者が開設する特定高周波数無線局について、<b>無線局の開設の要件に価額競争実施指針に適合していることを規定</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第3条、第4条、第7条の3、第8条</b></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特定無線局の開設の根本的基準（平成9年郵政省令第72号）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li><b>第2条、第3条</b></li> </ul>

※赤字は必要的諮問事項

制度	改正概要
<b>電波法及び放送法の一部を改正する法律</b> (令和7年法律第27号)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年改正電波法により、6GHzを超える高い周波数帯の活用を希望する多種多様なサービスを提供する者の中から、最も電波を有効に利用できる者を、<b>価額競争により選定する制度を導入</b></li></ul>
<b>電波法施行規則等の一部を改正する省令</b> (令和7年総務省令第94号) ※令和7年8月20日諮問第20号	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年改正電波法の施行に向け、<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間（電波法施行規則第9条の3）</li><li>▶ 価額競争の参加申請書の新設（無線局免許手続規則第25条の8の3）</li></ul>等の<b>電波法施行規則その他価額競争の実施に向けた関連制度を整備</b></li></ul>
<b>電波法施行規則等の一部を改正する省令</b> (令和8年総務省令第26号) ※令和7年12月19日諮問第31号	<ul style="list-style-type: none"><li>「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、<b>26GHz帯の5Gの導入等に関し、技術基準等の制度整備を実施</b></li></ul>
<b>周波数割当計画の一部を変更する告示</b> (令和8年総務省令第87号) ※令和7年12月19日諮問第32号	<ul style="list-style-type: none"><li>「第5世代移動通信システムの技術的条件（26GHz帯/40GHz帯）」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和7年5月）に基づき、<b>26GHz帯に5Gシステムを導入するため、周波数割当計画の一部の変更を実施</b></li></ul>
<b>26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針</b> (令和8年総務省告示第71号) ※令和8年2月3日諮問第8号	<ul style="list-style-type: none"><li>26GHz帯における価額競争による5G向けの周波数割当てを早期に実施するため、電波法第27条の20の2第1項の規定に基づき、<b>26GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を整備</b></li></ul>

「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等」  
 に関する意見募集の結果及び意見に対する考え方  
 [募集期間：令和8年3月10日（火）～令和8年4月8日（水）]  
 意見提出者：計4件（法人1件、個人3件）  
 意見提出者一覧（五十音順）

ソフトバンク株式会社	個人（3件）
------------	--------

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案				
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一条による改正後の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第七条の四については、何を規定しているのか。例えば、第七条の三の「次の・・・条件を満たすもの」として掲げられたもののように何らかの要件や条件を規定しているものであれば理解できるが、単に「・・・特定高周波無線局であるときは、・・・価格競争実施指針の規定に基づくものであること。」と独立した条で規定しても何ら規範性は無いのではないか。規定ぶりを再考されたい。（二頁参照）</li> <li>・第二条による改正後の電波法施行規則第八条第一項について、傍線直後の「並びに『同条』第十号」の『同条』は傍線により追加された括弧内の「この条」と紛れうるため使用を避けるべき（※）であり、『設備規則第二条第十号』と書き下す改正をすべきではないか。（四頁参照）※「新訂 ワークブック法制執務 第2版」の間76（P198）においても避けるべき用法として示されている。</li> <li>・附則について、施行期日のみを規定するのであれば、条見出しは不要なのではないか。（二十八頁参照）</li> </ul>	<p>御意見の1点目について、認定特定高周波数無線局開設者は、価額競争実施指針に定める条件を遵守する必要があることから、本基準案において、価額競争実施指針の規定に基づくものであることを認定特定高周波数無線局開設者が開設する特定高周波数無線局の要件としています。</p> <p>御意見の2点目及び3点目については、御意見を踏まえ、別添のとおり本案を修正します。</p>	有
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案				
2	ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本訓令案は、26GHz帯のうち先行割当て帯域に関する規定と理解していますが、当該帯域以外についても将来的な追加割当てが見込まれています。これらの追加割当てにより、既存28GHz帯を含め、連続した周波数帯としての利用が想定されるため、混信の回避および円滑な運用の確保の観点から、25.8～26.2GHzの周波数を含め、ミリ波帯全体におけるTDD同期について適切な措置を講ずる必要があると考えます。</li> </ul>	<p>御意見を踏まえ、25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数について、28GHz帯を使用する携帯無線通信を行う無線局の免許人との間において同期の確保について調整を行うこと等を審査事項とする修正を行います。</p>	有
その他				
3	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参照として言及されている「価格競争参加」（要するに「電波オークション」）だが、国会で決定していないはずの制度を、法案に盛り込んでいるのはおかしいのではないか。巨大独裁企業がメディア・電波を独占する危険から、日本では不採用となっていたはずだ。当法案からは除外すべきではないのか？</li> </ul>	<p>令和7年4月に成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）により、価額競争制度が導入されています。</p>	無

4	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正案を支持しますが、無線局の開設基準を改正するにあたり、通信を生活必需品として低価格に保つ視点を強く入れてください。</li> <li>・5G・6G など無線通信の高度化が進む一方で、大手通信会社の寡占状態は変わらず、利用者負担（特に高齢者・低所得層・地方住民）が重くなっています。無線局の基準変更がさらに基地局整備コストを増やし、結果として通信料金の上昇やデジタルデバイドの拡大を招く恐れがあります。行政が無線インフラを推進するのであれば、以下の点を併せて検討すべきです：             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 大手通信会社の携帯電話料金と光回線の公共料金化（基本プラン月額 3,000 円以下の上限定、シンプルプラン限定）</li> <li>- MNP のさらなる簡易化と手数料・解約金の禁止</li> <li>- 高齢者・低所得層が通信を使わなくても行政サービスを受けられる代替手段（紙・対面・電話）の完全保証</li> </ul> </li> <li>・これ以上「便利を追い求めすぎる」技術進化で弱者が取り残されることのないよう、ガイドラインに弱者影響分析と公共料金化の視点を追加してください。改正案に通信の公共料金化と格差是正の視点を強く反映することを求めます。</li> </ul>	<p>「改正案を支持」する旨の御意見は、本案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
---	----	--	--	---

(注意事項) 取りまとめの都合上、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。



## 参照条文

### 【必要的諮問事項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号から第三号まで（免許等を要しない無線局）、第四条の二第一項、第二項（用途、周波数その他の条件を勘案した無線局の定めに係るものに限る。）及び第三項（適合表示無線設備とみなす条件）、第四条の三（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第八項（無線局の免許申請期間）、同項第五号（通信の最大距離）、第七条第一項第四号（基幹放送局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第七号ハ（基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の基準）、同項第八号（基幹放送局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、同条第四項及び第十七条第一項（第六条第二項第六号に掲げる事項の変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十四条の二第四項第二号（検査等事業者の登録）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査）、第二十六条の三第一項第四号（有効利用評価の評価事項）、第二十七条の二（特定無線局）、第二十七条の四第三号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の六第三項（特定無線局の開設等の届出）、第二十七条の十二第二項第一号（電波の有効利用の程度に関する基準）、第二十七条の十三第一項ただし書（申出人に関する事項）、同条第二項（開設指針の制定の要否に係る勘案事項）、第二十七条の十四第七項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の十六第二項第三号（開設計画の認定の取消し猶予に係る勘案事項）、第二十七条の二十の三第八項（特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間）、第二十七条の二十の四第四項（特定高周波数無線局の開設の認定の取消しに係る特別の事情）、第二十七条の二十一第一項（登録）、第二十七条の二十五（登録の有効期間）、第二十七条の二十六第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十三第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十四（無線局の開設の届出）、第二十七条の三十八第一項（電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）、第二十八条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十条（第百条第五項において準用する場合を含む。）（安全施設）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局等の無線設

備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。)(技術基準)、第三十八条の二の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三第一項第二号(登録の基準)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三ただし書(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号から第四号まで(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失効)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号から第三号まで及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十一条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十条の五の二第二項第一号及び第三項ただし書(無線設備等保守規程の認定等)、第七十条の八第一項(免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることができる無線局)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。)(給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、同条第三項(人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局の定めに係るものに限る。)(国の定期検査を必要とする無線局)、第七十五条第二項第三号(無線局の免許の取消し猶予に係る勘案事項)、第七十八条(第四条の二第五項において準用する場合を含む。)(電波の発射を防止するための措置)、第百条第一項第二号(高周波利用設備)、第百二条の十一第四項(適正な運用の確保が必要な無線局)、第百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第百二条の十八第一項(測定器等)、同条第九項(校正の業務の実施)、第百二条の十九第一項(相当数の無線局を開設している者の定めに係るものに限る。)(国の機関等による申請等の特例)並びに第百三条の二第七項ただし書及び第十一項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令の制定又は改廃

二~五 (略)

2 (略)

【委任元条項関係】

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（免許の申請）

第六条（略）

1～7（略）

8 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数（第五号に掲げる無線局にあつては、六千メガヘルツを超えるものに限る。）を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上等（陸上及び地表又は水面から五十キロメートル以下の高さの空域をいう。以下同じ。）に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの（以下「電気通信業務用基地局」という。）

三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局

四 基幹放送局

五 同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局（当該相当数の無線局の間で行われる通信の最大距離が総務省令で定める距離を超えるもの又は当該一定の区域に総務大臣が公示する区域が含まれるものに限る。）

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～三（略）

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

（免許の有効期間）

第二十七条の四 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一～二（略）

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

（その他の技術基準）

第三十八条 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

（通信方法等）

第六十一条 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。



諮問第20号  
令和8年4月22日

電波監理審議会

会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

### 諮問書

電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項、第7条第1項第4号、第27条の4第3号、第38条及び第61条の規定による省令委任事項を定めるため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第12号）等の一部を改正することとしたい。

については、同法第99条の11第1項第1号の規定に基づき、別紙により諮問する。

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第六条第八項、第七条第一項第四号、第二十七条の四第三号、第三十八条及び第六十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一〕七 略</p> <p>七の二 その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づきものであること。</p> <p>〔八〕十 略</p> <p>(公共業務用無線局)</p> <p>第四条 公共業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>七 その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づきものであること。</p> <p>第七条の三 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑制する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 その局は、次に掲げる既設の無線局(次号において「携帯無線通信等の無線局」という。)(の通信を抑制し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>(1) 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信又は同条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、陸上移動中継局(基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。)又は陸上移動局(基地局と同一の周波数の中継するものに限る。以下この号において同じ。)(</p> <p>〔二〕(4) 略</p> <p>〔三 略〕</p> <p>(その他の一般無線局)</p> <p>第八条 第三条から前条までに規定する無線局(基幹放送局を除く。)は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一〕九 略</p> <p>十 その局が法第二十七条の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、その局に係る同項の価額競争実施指針の規定に基づきものであること。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>〔一〕七 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔八〕十 同上</p> <p>(公共業務用無線局)</p> <p>第四条 公共業務用無線局は、右の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>第七条の三 〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 その局は、次に掲げる既設の無線局(第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。)(の通信を抑制し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共の利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>(1) 携帯無線通信(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。)(を行う基地局、陸上移動中継局(基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。)又は陸上移動局(基地局と同一の周波数の中継するものに限る。以下この号において同じ。)(</p> <p>〔二〕(4) 同上</p> <p>〔三 同上〕</p> <p>(その他の一般無線局)</p> <p>第八条 〔同上〕</p> <p>〔一〕九 同上</p> <p>〔新設〕</p>

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 「略」</p> <p>2 次に掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力（pY）をもつて表示する。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>七の二 設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局の送信設備</p> <p>「八・九 略」</p> <p>「三〇五 略」</p> <p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)</p> <p>第六条の四 法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 特定高周波数無線局(移動しないものに限る。)の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局(当該特定高周波数無線局の開設の認定を受けた者が開設するものを除く。)</p> <p>第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。))とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。)に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局(法第六条第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する無線局に限る。以下この条において同じ。))並びに設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、別に告示で定める日、陸上移動業務の無線局(設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。)、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。))をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸</p>	<p>(空中線電力の表示)            第四条の四 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「八・九 同上」</p> <p>「三〇五 同上」</p> <p>(公示する期間内に申請することを要しない無線局)</p> <p>第六条の四 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>第八条 第七条及び前二条の規定は、同一の種別(地上基幹放送局については、コミュニティ放送を行う地上基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送局を含む。以下この項において同じ。))とそれ以外の放送を行う地上基幹放送局の区別とする。)に属する無線局について同時に有効期間が満了するよう総務大臣が定める一定の時期(コミュニティ放送を行う地上基幹放送局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下この項において同じ。)、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、毎年一の別に告示で定める日(以下この項において「一定日」という。))に免許等(法第二十五条第一項の免許等をいう。以下同じ。))をした無線局に適用があるものとし、免許等をする時期がこれと異なる無線局の免許等の有効期間は、第七条及び前二条の規定にかかわらず、当該一定の時期(陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日)に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免</p>

上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、船上通信局、無線航行移動局及び地球局にあつては、免許等をする時期の直前の一定日）に免許等を受けた当該種別の無線局に係る免許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

〔2 略〕  
(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第三項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第五項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔表 略〕

〔2 略〕

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの及び法第二十七条の二十の三第一項に規定する価額競争の参加に関するもの並びに法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

〔4・5 略〕

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式(第41条

許等の有効期間の満了の日までの期間とする。

〔2 同上〕  
(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第三項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第五項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定校正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の三の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する審査請求書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

〔表 同上〕

〔2 同上〕

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する開設指針の制定の申出に関するもの、法第二十七条の十四第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第二項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

〔4・5 同上〕

別表第五号の二 〔同左〕

の5関係)

【様式略】

注1 【略】

【2～6 略】

7 設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用してしているという情報

等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式(第41条の6関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

【様式略】

注1 【略】

【2・3 略】

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第4号の5に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第4号の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用してしているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

【様式同左】

注1 【同左】

【2～6 同左】

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信(同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。)を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用してしているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 【同左】

【様式同左】

注1 【同左】

【2・3 同左】

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信(同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。)を行う基地局及び高度基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム(同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。)の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用してしているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

[5～8 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[5～8 同左]

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章」第三章 略</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手續（第二十五条の四―第二十五条の八の八）</p> <p>「第五章」第九章 略</p> <p>附則</p> <p>（添付書類）</p> <p>第二十条の九 前条の申請書には、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第七号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した無線局事項書及び工事設計書を添付しなければならない。</p> <p>「一」三 略</p> <p>四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第六條第八項第二号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>「五」八 略</p> <p>「2・3 略」</p> <p>（開設計画の認定の申請）</p> <p>第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>「2・3 略」</p> <p>（開設計画の認定書の交付）</p> <p>第二十五条の五 法第二十七条の十四第六項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。</p> <p>（開設計画の認定等の拒否の通知）</p> <p>第二十五条の六 法第二十七条の十四第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。</p> <p>（特定高周波数無線局の開設計画の認定書の交付）</p> <p>第二十五条の八の四 法第二十七条の二十の三第七項の規定により特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をしたときは、落札者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び</p>	<p>目次</p> <p>「第一章」第三章 同上</p> <p>第四章 特定基地局の開設計画の認定及び価額競争の参加の手續（第二十五条の四―第二十五条の八の四）</p> <p>「第五章」第九章 同上</p> <p>附則</p> <p>（添付書類）</p> <p>第二十条の九 同上</p> <p>「一」三 同上</p> <p>四 将来の業務計画等（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）</p> <p>「五」八 同上</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>（認定の申請）</p> <p>第二十五条の四 同上</p> <p>「2・3 同上」</p> <p>（認定書の交付）</p> <p>第二十五条の五 同上</p> <p>第二十五条の六 同上</p> <p>（認定等の拒否の通知）</p> <p>第二十五条の六 同上</p> <p>（届出を要しない申請書の記載内容の変更）</p> <p>第二十五条の八の四 法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。</p>

認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

(認定特定高周波数無線局開設者の氏名等の変更の届出等)

第二十五条の八の五 法第二十七条の二十の三第十一項の規定により同条第一項第一号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した届出書を総務大臣に提出して行うものとする。

2 法第二十七条の二十の三第十一項の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

1 法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名  
2 第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

3 法第二十七条の二十の三第十二項の規定により指定周波数(同条第七項の規定により指定した周波数をいう。)又は指定区域(同条第七項の規定により指定した周波数の使用区域をいう。)の変更の申請をしようとするときは、当該変更の申請をする周波数の範囲又は周波数の使用区域及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

4 第一項の届出書及び第三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。  
(特定高周波数無線局の開設の認定の取消しの申請)

第二十五条の八の六 法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しを申請しようとするときは、当該認定を取り消すべき理由を記載した申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書の様式は別表第八号の九のとおりとする。  
(特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない旨の通知)

第二十五条の八の七 法第二十七条の二十の四第三項の認定の取消しについて、施行規則  
第十一條の二の十三に定める特別の事情により認定の取消しを行わないこととしたときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八の八 第二十条の二(第四項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継について準用する。この場合において、

第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の番号、認定の年月日、認定特定高周波数無線局開設者の氏名又は名称」と、同条第一項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の番号、認定の

- 一 法第二十七条の二十の三第一項第一号に掲げる事項のうち、法人又は団体の代表者の氏名
- 二 第二十五条の八の三第二項第一号に掲げる事項

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

年月日、認定特定高周波数無線局開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十条の二十五において準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の二十の三第三項」と、第二十条の三の二第二項第五号中「無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）」種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあるのは「特定高周波数無線局の開設の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第三項中「別表第五号」とあるのは「別表第五号の四」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、同条第八項中「法第二十条第六項において準用する法第七条」とあるのは「法第二十条の二十五において準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の二十の三第三項の二十の五において準用する法第二十条第六項において準用する法第二十七条の二十の三第三項」又は「種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号及び免許の有効期間」とあること。

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項、第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることが  
できる。）

〔様式略〕

〔注1～7 略〕

8 3の欄は、次によること。

〔1〕～〔4〕 略〕

(5) ⑥の欄は、次によること。

〔ア 略〕

イ 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第二十七條の二十の三第九項に規定する指定周波数及び回項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

〔ウ・エ 略〕

〔9～13 略〕

別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の5第2項、第20条の8第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることが  
できる。）

〔様式略〕

〔注1～7 略〕

8 3の欄は、次によること。

〔1〕～〔3〕 略〕

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることが  
できる。）

〔様式同左〕

〔注1～7 同左〕

8 〔同左〕

〔1〕～〔4〕 同左〕

(5) 〔同左〕

〔ア 同左〕

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

〔ウ・エ 同左〕

〔9～13 同左〕

別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の5第2項及び第20条の8第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることが  
できる。）

〔様式同左〕

〔注1～7 同左〕

8 〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左〕

(4) ⑤の欄は、次によること。

【ア 略】

イ 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第二十七條の二十の三第九項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

【ウ 略】

【9～11 略】

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第5の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

【様式 略】

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

區別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	2 3 4(注) 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	(注) 認定特定基地局開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。

【2・3 略】

【2～4 略】

(4) 【同左】

【ア 同左】

イ 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

【ウ 同左】

【9～11 同左】

別表第二号第2 【同左】

【同左】

【様式 同左】

注1 【同左】

區別	記載する欄	備考
1 【同左】	【同左】	(注) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。

【2・3 同左】

【2～4 同左】

5 4の欄は、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

(5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局（法第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局及び当該電気通信業務用基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局に限る。）並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アークセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合には、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体としての業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

〔(6) 略〕

〔6～17 略〕

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合（高高度基地局、PHSの基地局、携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信（設備規則第3条第4号の7に規定する無線通信をいう。以下同じ。）を行う基地局、ローカル5G（同条第15号に規定するシステムをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アークセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39,5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

〔ア～ウ 略〕

〔(2) 略〕

(3) 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アークセスシステムの基地局の場合

〔ア・イ 略〕

5 〔同左〕

〔(1)～(4) 同左〕

(5) 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アークセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、(4)の規定にかかわらず、将来の業務計画等として、免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合には、(2)の規定にかかわらず、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は2以上のこれらの無線局を一体としての業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

〔(6) 同左〕

〔6～17 同左〕

18 〔同左〕

(1) 移動しない無線局の場合（高高度基地局、PHSの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アークセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局及び38GHzを超え39,5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

〔ア～ウ 同左〕

〔(2) 同左〕

(3) 携帯無線通信を行う基地局、ローカル5Gの基地局及び広帯域移動無線アークセスシステムの基地局の場合

〔ア・イ 同左〕

[4]～(6) 略]

[19～25 略]

別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注1～17 略〕

18 17の欄は、次によること。ただし、構内無線局の場合は、施行規則第14条の規定に基づく告示で定める電波の型式、周波数及び空中線電力を記載すること。

〔(1)・(2) 略〕

〔3〕 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の2に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載すること。

〔4〕 空中線電力は、希望する最大空中線電力を記載すること。

〔19～22 略〕

23 22の欄は、次によること。

〔(1)～(6) 略〕

〔7〕 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるものうち、上空を移動範囲を含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、上空を移動範囲を含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

〔(8)・(9) 略〕

〔24～37 略〕

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9、第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注1～13 略〕

14 13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

[4]～(6) 同左]

[19～25 同左]

別表第二号の三第1 〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～17 同左〕

18 〔同左〕

〔(1)・(2) 同左〕

〔新設〕

〔3〕 〔同左〕

〔19～22 同左〕

23 〔同左〕

〔(1)～(6) 同左〕

〔7〕 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げるものうち、上空を移動範囲を含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものうち、上空を移動範囲を含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

〔(8)・(9) 同左〕

〔24～37 同左〕

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9、及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式同左〕

〔注1～13 同左〕

14 13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の24の2に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を區別して記載することとし、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

[15～29 略]

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項、第25条第1項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[様式 略]

[注1～5 略]

6 2の欄は、次によること。

[1]～[3] 略]

(4) ④の欄の記載は、次によること。

ア 認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

[イ～エ 略]

[7～9 略]

別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第20条の2、第20条の3、第20条の3の2関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

認定計画承継申請書(届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

この場合において、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz 何kHz間隔 何波」、「何MHzから何MHz」のように記載することができる。

[15～29 同左]

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び第25条第1項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることことができる。)

[様式 同左]

[注1～5 同左]

6 [同左]

[1]～[3] 同左]

(4) [同左]

ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

[イ～エ 同左]

[7～9 同左]

別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

認定計画承継申請書(届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定により、認定開設者の地位を承継したので、同法第27条の17において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、認定特定基地局開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。  
 (注1)

記

[1 略]

2 承継に係る認定計画(注3)

[①・② 略]

③ <u>認定特定基地局開設者</u> の氏名、商号又は名称	
④ 略	

[3 略]

4 各手続に係る個別事項(注1)(注5)

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

[①～③ 略]

④ 認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

[⑤～⑧ 略]

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

[①・② 略]

③ 認定特定基地局開設者の地位の承継を必要とする理由

[④～⑦ 略]

5 添付書類(注1)

(1) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

□認定特定基地局開設者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定基地局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 電波法第27条の17において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

[略]

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定基地局開設者の地位を承継する法人の定款案

[③ 略]

[6 略]

[注1 略]

[2 略]

3 2の欄は、次によること。

□電波法第27条の17において準用する同法第20条第3項の規定により、認定開設者の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。  
 (注1)

記

[1 同左]

2 [同左]

[①・② 同左]

③ <u>認定開設者</u> の氏名、商号又は名称	[同左]
④ 同左	

[3 同左]

4 [同左]

[同左]

[①～③ 同左]

④ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

[⑤～⑧ 同左]

[同左]

[①・② 同左]

③ 認定開設者の地位の承継を必要とする理由

[④～⑦ 同左]

5 [同左]

(1) [同左]

□認定開設者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) [同左]

[同左]

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定開設者の地位を承継する法人の定款案

[③ 同左]

[6 同左]

[注1 同左]

[2 同左]

3 [同左]

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定基地局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

〔4〕 略〕

〔4～8 略〕

別表第五号の四 特定高周波数無線局の開設の認定の承継申請書 (届出書) の様式 (第25条の8の8において準用する第20条の2 (第4号を除く。)、第20条の3、第20条の3の2関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定高周波数無線局の開設の認定承継申請書 (届出書)

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、同法第27条の20の5において準用する同法第20条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により、認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継したので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。  
(注1)

記

1 申請 (届出) 者 (注2)

住所	都道府県—市区町村コード 〒 ( — )
氏名又は名称及び代表者 氏名	フリガナ .....
法人番号	

2 承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定 (注3)

① 認定の番号	
② 認定の年月日	

〔1〕・〔2〕 同左〕

(3) ③の欄は、法第27条の17において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

〔4〕 同左〕

〔4～8 同左〕

〔新設〕

③ 認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称	
④ 認定の有効期間	

3 電波法第27条の20の3第3項第2号に規定する価額競争の参加者の資格 (注1) (注4)

① 価額競争実施指針の告示	
② ①に定める価額競争実施指針の参加者の資格の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

4 各手続に係る個別事項 (注1) (注5)

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③ 合併又は分割の理由

④ 認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

② 事業の譲受けの理由

③ 認定特定高周波数無線局開設者の地位の承継を必要とする理由

5 添付書類 (注1)

(1) 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定に係る手続

認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継した事実を証する書面

相続人が2人以上ある場合において、その協議により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定に係る手続

合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により認定特定高周波数無線局開設者の地位を承継する法人の定款案

(3) 電波法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定に係る手続

事業の譲渡に関する契約書の写し

- 譲受人が法人であるときは、その定款  
 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 該当する□にレ印を付けること。

2 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること

(2) 氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

- ア 法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。
- イ 法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。
- ウ 法第27条の20の5において準用する同法第20条第3項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。
- エ 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請（届出）者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

④ 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3 2の欄は、次によること。

① ①の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。

② ②の欄は、承継に係る特定高周波数無線局の開設の認定を受けた年月日を記載すること。

③ ③の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第1項又は第2項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定特定高周波数無線局開設者の氏名、商号又は名称を記載すること。

④ ④の欄は、法第27条の20の5において準用する同法第20条第2項又は第3項の規定による手続をする場合に限り、現に認定を受けている認定の有効期間を記載すること。

4 3の欄は、次によること。

① ①の欄は、承継に係る認定特定高周波数無線局開設者の価額競争実施指針の告示番号を記載すること。

② ②の欄は、①に記載した価額競争実施指針の参加者の資格の有無について、該当する□に印を付けること。なお、価額競争実施指針の参加者の資格の有無の欄に記載した場合は、併せて価額競争実施指針の参加者の資格を有する事実を証する書面を添付すること。

5 該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

6 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

7 申請（届出）書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の九 特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書の様式（第25条の8の6第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定高周波数無線局の開設の認定取消申請書

年 月 日

総務大臣 殿

電波法第27条の20の4第3項の規定により、特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを受け

〔新設〕

たいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者 (注1)

住所	都道府県一市区町村コード 〒( )
氏名又は名称及び代表者 氏名	フリガナ
法人番号	

2 認定の取消しに係る事項

① 認定の番号	
② 認定の年月日	
③ 当該認定を取り消す べき理由	
④ 備考	

注1 1の欄は、次によること。

- (1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びJIS X0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード (以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所 (申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地) を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
- (2) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
- (3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載する(ほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添

<p>付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。</p> <p>(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。</p> <p>2 2の欄は、次によること。</p> <p>(1) ①の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の番号を記載すること。</p> <p>(2) ②の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定の年月日を記載すること。</p> <p>(3) ③の欄は、認定を受けている特定高周波数無線局の開設の認定を取り消すべき理由を記載すること。この場合において、施行規則第11条の2の13に定める特定高周波数無線局の開設の認定の取消しを行わない特別の事情への該当の有無を明確にすること。</p> <p>(4) ④の欄は、その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。</p> <p>3 申請書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。</p> <p>別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式 (第30条の2第4項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)</p> <p style="text-align: center;">外国の無線局等の運用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 殿 (注1)</p> <p>法第103条の7の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[注1～5 略]</p>	<p>別表第十一号 [同左]</p> <p style="text-align: center;">外国の無線局等の運用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(何) 総合通信局長 殿 (注1)</p> <p>法第103条の6の規定により、包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局等を運用したいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[注1～5 同左]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局運用規則の一部改正)

第四条 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム、設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信(携帯無線通信を除く。)又は同条第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>
改正前	<p>(監視制御機能及び保守運用体制)</p> <p>第三百三十七条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定は、自営等広帯域移動無線アクセスシステム又は設備規則第十五号に規定するローカル5Gの基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものについて準用する。この場合において、同項第二号(1)中「二十四時間三百六十五日にわたる保守運用体制」とあるのは、「基地局の運用時間中の保守運用体制」と読み替えるものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第五条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

無線局		周波数帯	測定項目	許容値
<p>(人体にばく露される電波の許容値)</p> <p>第十四条の二 人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。</p> <p>一 無線局の無線設備（送信中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。</p>				
[1] 略				
[2] 携帯無線通信又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	[略]	[略]	[略]	[略]
[3] 略				
<p>[二・三 略]</p> <p>[2～5 略]</p>				
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>				
<p>(人体にばく露される電波の許容値)</p> <p>第十四条の二 [同上]</p> <p>一 [同上]</p>				
[1] 同上	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[2] 携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]
[3] 同上				
<p>[二・三 同上]</p> <p>[2～5 同上]</p>				

（特定無線局の開設の根本的基準の一部改正）

第六条 特定無線局の開設の根本的基準（平成九年郵政省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信業務を行う特定無線局)</p> <p>第二条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、電気通信業務を行うことを目的として開設するものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 〓 それらの局が法第二十七條の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるとき</p> <p>は、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針(同項に規定する価格競争実施指針をいう。次条第八号において同じ。)の規定に基づくものであること。</p> <p>六 〓 〔略〕</p> <p>(その他の特定無線局)</p> <p>第三条 包括免許に係る二以上の特定無線局であつて、前条に規定する特定無線局以外のものは、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 〓 それらの局が法第二十七條の二十の二第一項に規定する特定高周波数無線局であるときは、当該特定高周波数無線局に係る価額競争実施指針の規定に基づくものであること。</p>	<p>(電気通信業務を行う特定無線局)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 〓 〔同上〕</p> <p>(その他の特定無線局)</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「〓」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

令和8年4月22日

株式会社ジャパネットブロードキャスティングの衛星基幹放送における  
電気通信設備の業務管理体制等の変更申請  
(令和8年4月22日 諮問第21号)

(衛星基幹放送における業務委託に関する変更)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、宮内官)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省情報流通行政局放送技術課

(近藤課長補佐、寺原係長)

電話：03-5253-5787

# 株式会社ジャパネットブロードキャスティングの衛星基幹放送における 電気通信設備の業務管理体制等の変更申請 (衛星基幹放送における業務委託に関する変更)

## 1 諮問の概要

今般、株式会社ジャパネットブロードキャスティング（代表取締役社長 佐藤 崇充。以下「ジャパネット社」という。）より、基幹放送の業務に用いる電気通信設備の変更及び同設備の運用の業務委託について、放送法の規定に基づき変更申請がなされたところ。

本件は、この変更申請のうち業務委託に関する事項について、総務大臣が処分をするにあたり、放送法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき電波監理審議会に諮問するもの。

（注）本件の変更申請のうち電気通信設備の変更については、軽微な事項のため諮問不要。

## 2 変更概要

ジャパネット社が同社の番組送出設備及び中継回線設備（従来のものから変更したもの）の障害対応及び運用監視について、業務委託により外部の事業者を実施させるもの。【放送法第 93 条第 2 項第 9 号の内容の変更】

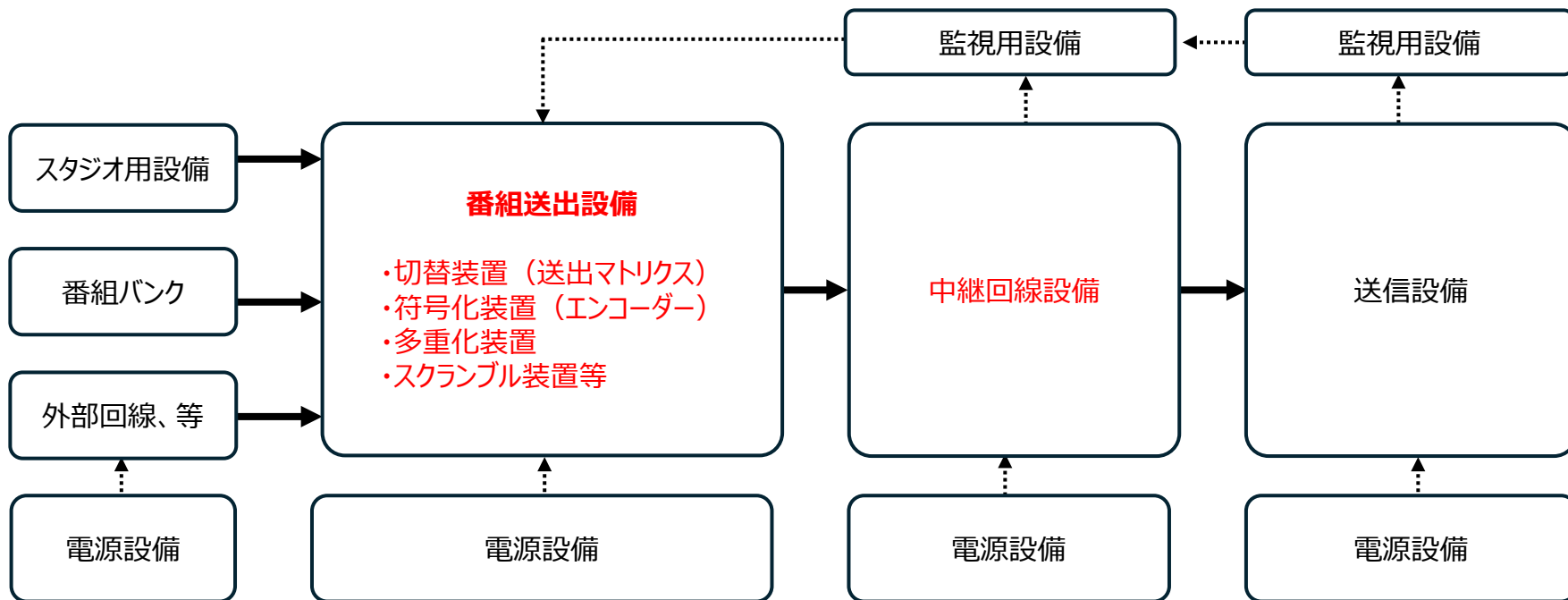
## 3 審査の結果の概要

本件の変更申請について、放送法第 111 条第 1 項の総務省令で定める基準（設備等維持のための業務管理体制に関する基準）に適合しているか審査を行った結果、いずれの内容についても、当該基準に適合しており、許可することが適当であると判断したところ。

## 4 今後の予定

電波監理審議会より、本件の変更申請に対する許可が適当である旨の答申を受けた場合には、ジャパネット社に対し、速やかに変更許可を行う予定。

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)



※ 関係する電気通信設備について模式的に示したものであり、実際の構成とは必ずしも一致しない場合がある。

基幹放送設備	委託先	委託の作業内容
番組送出設備	<u>新たな委託先</u>	番組送出設備の障害対応及び運用監視
中継回線設備	<u>新たな委託先</u>	中継回線設備の障害対応及び運用監視

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

(電波監理審議会決定第2号に基づき、非公表)

放送法

(認定)

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

一～七 (略)

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一～八 (略)

九 **基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合にあつては、当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称**

十・十一 (略)

3～5 (略)

(放送事項等の変更)

第九十七条 認定基幹放送事業者は、**第九十三条第二項第七号から第九号までに掲げる事項を変更**しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2・3 (略)

(設備等の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、**基幹放送設備及びその運用のための業務管理体制（当該認定基幹放送事業者が基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託している場合にあつては、委託先における業務管理体制を含む。以下「基幹放送設備等」という。）を総務省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。**

2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

一 基幹放送設備の損壊若しくは故障又は不適切な運用により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。

二 基幹放送設備等を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 (略)、**第九十七条第一項本文（基幹放送の放送事項等の変更の許可）**、(略) **の規定による処分**

三～五 (略)

2 前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

放送法施行規則

第四章 基幹放送

第五節 基幹放送に用いる電気通信設備

第二款 設備の運用に係る業務管理体制の整備

(適用の範囲)

第二百二十三条の三 法第百十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）及び法第百二十一条第一項の基準のうち設備等維持業務のための業務管理体制に関する基準（同条第二項第一号に係るものに限る。）はこの款の定めるところによる。

(実施体制)

第二百二十三条の四 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施することができる体制を整備**しなければならない。

(規程)

第二百二十三条の五 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を確実に実施するため、規程を定め、当該規程で定めるところにより、設備等維持業務を実施**しなければならない。

(実務経験等の能力)

第二百二十三条の六 設備等維持業務の実施の状況を監督する責任者及び設備等維持業務に従事する者は、**当該設備等維持業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有して**なければならない。

(委託業務の的確な実施を確保するための措置)

第二百二十三条の七 基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者は、**設備等維持業務を他人に委託する場合には、当該設備等維持業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。**

- 一 設備等維持業務を確実に実施することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 委託先における設備等維持業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認することにより、委託先が当該設備等維持業務を確実に実施しているかを検証し、必要に応じ改善させることその他の委託先に対する必要かつ適切な監督を行うための措置
- 三 委託先が設備等維持業務を適切に行うことができない事態が生じた場合又は当該設備等維持業務の確実な運営を確保するため必要がある場合には、当該設備等維持業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

(写)  
(公印・契印省略)

諮問第 21 号  
令和 8 年 4 月 22 日

電波監理審議会  
会長 笹瀬 巖 殿

総務大臣 林 芳正

## 諮問書

株式会社ジャパネットブロードキャスティングから放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 97 条第 1 項の規定に基づき、同法第 93 条第 2 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項（基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の運用を他人に委託しようとする場合の当該設備の概要及び委託先の氏名又は名称）について、放送事項等の変更の許可申請があった。概要は別紙 1 のとおりである。

これらについて審査した結果は、別紙 2 のとおりであり、放送法第 111 条第 1 項の総務省令で定める基準に適合していると認められる。

よって、放送法第 93 条第 2 項第 9 号に掲げる事項に関する変更について、申請のとおり許可することとしたい。

上記について、放送法第 177 条第 1 項第 2 号の規定に基づき諮問する。

令和 8 年 4 月 2 2 日

携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討  
(令和 8 年 4 月 2 2 日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、宮内官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(武田課長補佐、川畑係長)

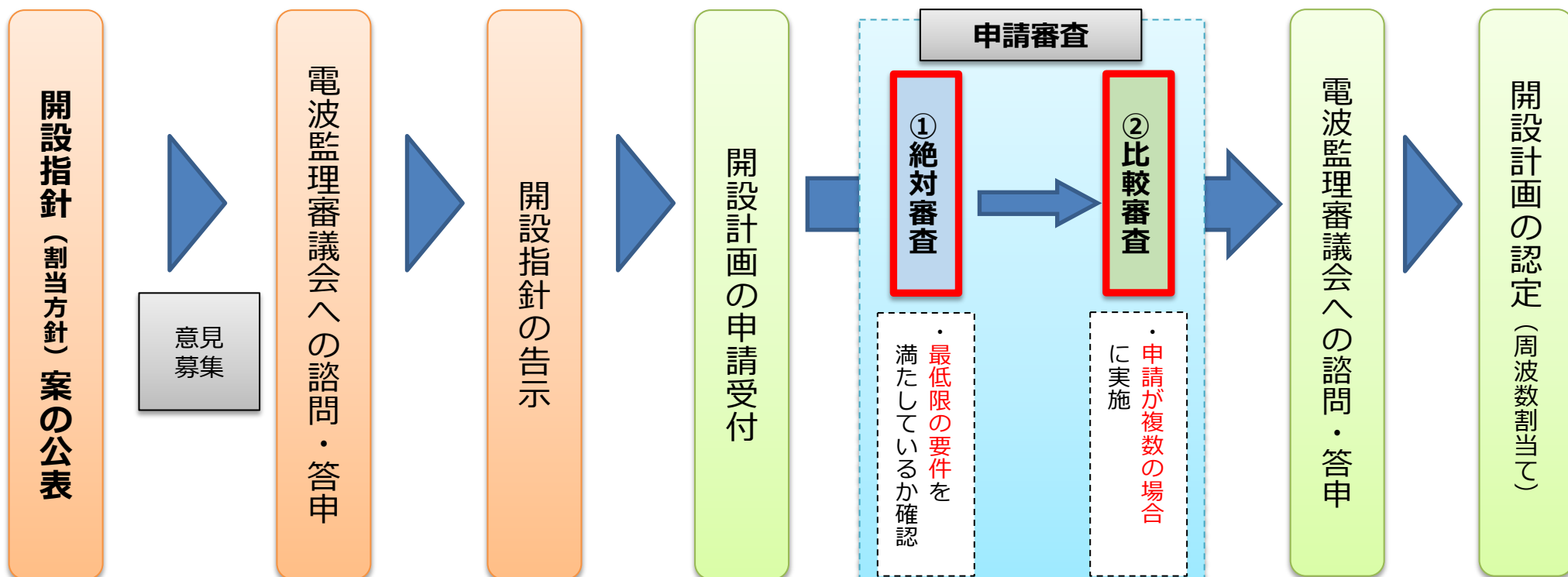
電話：03-5253-5893

# 携帯電話等周波数の有効利用に関する 情報通信審議会における検討について

---

2026年4月  
移動通信課

- 携帯電話の基地局など、同一の者が相当数開設する必要がある無線局（特定基地局）については、**開設計画**（基地局の整備計画）の認定を受けた者のみが、一定期間（原則10年間）、特定基地局の**免許申請が可能**【電波法第27条の18】
- 携帯電話事業者への周波数割当ては、電波法上、次の手順で実施【電波法第27条の12・第27条の14】
  - ① 審査基準等を示す**開設指針**（割当方針）を作成【パブリックコメント及び電波監理審議会への諮問・答申が必要】
  - ② **開設計画の申請の受付**
  - ③ **開設指針に照らして審査・認定**【開設計画の認定には、電波監理審議会への諮問・答申が必要】
- 令和元年電波法改正により、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を整備。
  - ・ 開設計画に、**周波数の経済的価値を踏まえて、申請者が申請する周波数の評価額**（特定基地局開設料）を記載
  - ・ **特定基地局開設料も考慮して、総合的に審査**

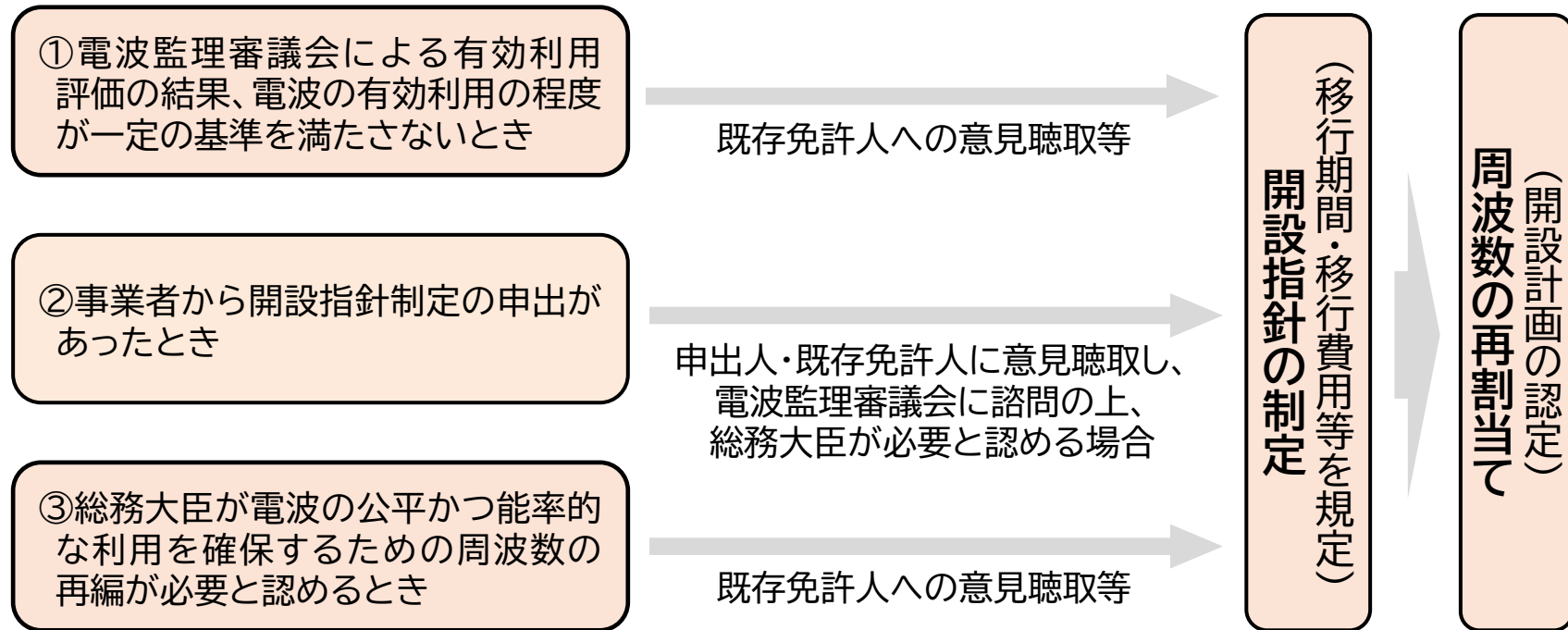


# 携帯電話等周波数の再割当制度

■ 携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合に**再割当て**ができる※。

- 電波監理審議会による有効利用評価の結果が**一定の基準を満たさないとき**
- **開設指針の制定の申出を受け、有効利用評価の結果等を勘案して、再割当審査の実施が必要**と総務大臣が決定したとき
- 電波の公平かつ能率的な利用を確保するために**周波数の再編が必要**と総務大臣が認めるとき

※ 令和4年の電波法改正により競願の申出ができる制度を新設



※1 排他的に免許申請できる期間は原則10年。

※2 周波数の円滑な移行を促進するため、新たに周波数の再割当てを受けた事業者が、既存免許人の移行費用を負担する終了促進措置の活用が可能。

※3 事業者間の終了促進措置の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁の申請が可能。

# 電波の利用状況調査・有効利用評価

電波の利用状況調査は、電波法に基づき、**総務大臣が調査区分ごとに調査を行い、その結果を電波監理審議会に報告するとともに、結果の概要を公表**するもの(根拠規定：電波法第26条の2)。

**電波監理審議会は**、当該結果に基づき、**電波の有効利用の程度の評価を行う**(根拠規定：電波法第26条の3)。  
この**評価結果を踏まえ**、**総務大臣は周波数割当計画の作成・改正**、**電波の有効利用に資する政策への反映**を実施。

## 電波の利用状況の調査 [電波法第26条の2第1項]

**電気通信業務用基地局**  
(携帯電話・全国BWA)  
**携帯移動地球局等**  
(衛星ダイレクト通信システム)  
(毎年)  
[法第26条の2第1項第1号]

### 電気通信業務用基地局以外の無線局 [法第26条の2第1項第2号]

**公共業務用無線局**  
(毎年)  
[省令第3条第1項第2号]

**各種電波利用システム**  
①714MHz以下(令和6年度)  
②714MHz超 (令和7年度)  
[省令第3条第1項第3号]

**臨時の利用状況調査**  
(必要に応じ)  
[省令第7条]

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術、現に使用している周波数の幅
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画、接続・卸業務提供の状況

〈調査事項〉

- ①無線局数、免許人数、目的・用途、無線設備の使用技術
- ②無線通信の通信量、電波の能率的な利用確保のための技術の導入状況、無線局の使用実態、代替可能性、電波を有効利用するための計画、使用周波数の移行計画
- ③発射状況調査(補完調査)

● …総務大臣  
● …電波監理審議会

調査結果の報告・概要の公表  
[法第26条の2第2項]

有効利用評価方針の公表  
[法第26条の3第2項]

評価(案)の検討  
事業者ヒアリング [法第26条の3第5項]

評価(案)に対する意見募集  
意見募集内容の検討

評価結果の公表  
[法第26条の3第4項]

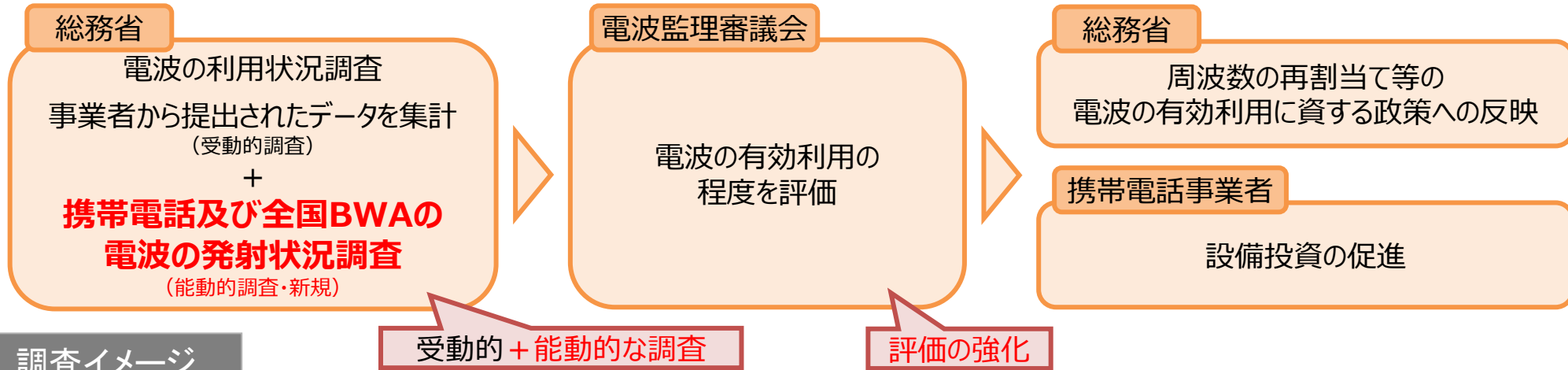
周波数割当計画の作成・改正、電波の有効利用に資する政策への反映



# 携帯電話及び全国BWAの電波の発射状況調査 (電波法第103条の2第4項第13号に規定する事務)

- 電波の最適な利用の実現に当たり必要な周波数の再分配等に資するとともに、携帯電話及び全国BWA事業者による電波の有効利用及び設備投資の促進を図るため、国による実測調査（携帯電話及び全国BWAの電波の発射状況調査）を新たに実施することにより、電波の利用状況の実態をより正確に把握し、電波の有効利用評価の強化を図る。

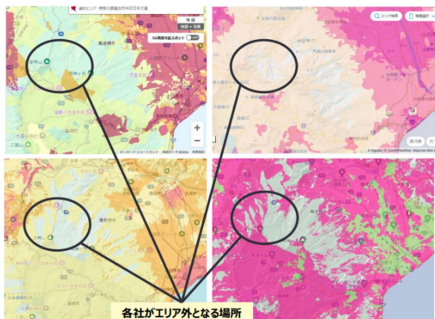
## 発射状況調査の位置付け



## 調査イメージ

### ① 走行測定

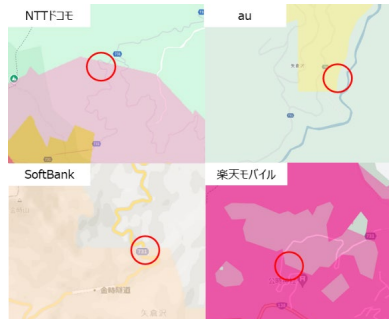
→ 車両を走行しながら携帯電話等の通信品質（通信速度、電波強度等）の測定を広範囲に実施する



2026年度予算額(案) 200百万円(新規)

### ② 定点測定

→ 特定の地点において携帯電話等の通信品質（通信速度、電波強度等）の測定を複数回実施する



(事業主体) 民間企業  
(事業スキーム) 調査研究(請負)  
(計画年度) 2026年度～

# 携帯電話等周波数の有効利用促進に向けた課題

- 携帯電話等周波数については、これまで、特定基地局の開設計画制度に基づき、周波数割当ての際に開設計画（基地局数やカバレッジ等）の提出を求め、当該計画の履行義務を課すことでインフラ整備が進められてきた。
- 他方で、今後、**開設計画の認定期間が満了する周波数帯が増加することが見込まれており、認定期間満了後の周波数帯について対応の在り方について検討が必要**である。
- このような中、移動通信トラフィックは今後も増加することが見込まれ、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていく観点から、携帯電話等周波数について、**開設計画の認定期間満了後も引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが重要**である。
- あわせて、新たな携帯電話技術の普及速度や諸外国の事例も踏まえつつ、**インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保していくことも必要**である。

## 【開設計画の認定期間中の周波数帯】

2023年度末

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100		400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400



2028年度末

	700MHz帯	800MHz帯	900MHz帯	1.5GHz帯	1.7GHz帯	2GHz帯	2.3GHz帯	2.5GHz帯	3.4GHz帯	3.5GHz帯	3.7GHz帯	4.5/4.9GHz帯	28GHz帯
ドコモ	20	30		30	40	40			40	40	100	100	400
au	20	30		20	40	40	40			40	200		400
UQ								50					
SB	20		30	20	30	40			40	40	100	100	400
WCP								30					
楽天	6				80						100		400

※黄色で塗っている周波数は、認定期間中の周波数帯

## 【1年あたりの基地局開設数】

	認定期間中	認定期間満了後
3.5GHz帯	13,989局/年	3,976局/年
3.7GHz帯 /4.5GHz帯	19,855局/年	8,026局/年
28GHz帯	8,753局/年	1,213局/年



モバイルネットワークの整備を促進し、携帯電話等周波数の更なる有効利用を図るため、再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行う。

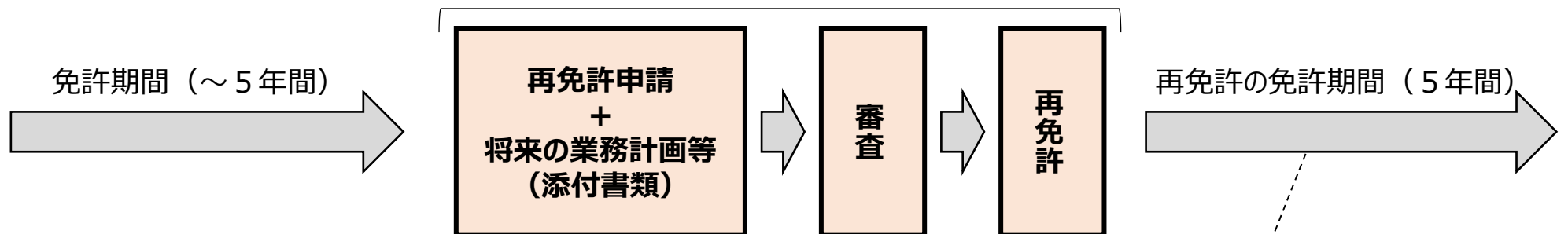
# 携帯電話等周波数無線局の再免許制度

□ 「電波政策2020懇談会 報告書」(2016年7月)において、「再免許申請について、**移動通信システムとしての周波数の有効利用の状況を踏まえて審査できる仕組みとして再免許を個々の無線局免許単位ではなくシステム単位で行うこと等を検討すべき**」とされたことを受け、再免許制度を以下のとおり見直し。

- ① 携帯電話等の無線局の再免許を時期を揃えて行う「**一斉再免許**」を導入 (**次回の一斉再免許は2027年10月**)
- ② 再免許申請の際、次の免許期間中の基地局整備計画等を記載した「**将来の業務計画等**」の提出を求める

## 携帯電話等の再免許制度の概要

携帯電話等に係る免許の有効期間の終期を統一し、**一斉再免許を行う(次回の一斉再免許は、2027年10月)**



### 【将来の業務計画等の記載内容】

免許の申請に当たっては、**次の計画等が明らかであること**

- ・基地局数
- ・人口カバー率
- ・5G基盤展開率
- ・ネットワーク開放に関する計画 等

### 【審査基準】

現に受けている免許の期間における業務の概要が、**現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等に照らして電波の有効利用が図られていること**

### 【将来の業務計画等の進捗の確認】

毎年度の年度末ごとに利用状況調査により把握

### 【実績が計画と乖離した場合の扱い】

「将来の業務計画等」として提出した計画と、その後の電波の有効利用の実態に乖離が生じた場合には、再免許審査時に「免許の有効期間における業務の概要」として、**乖離の要因が新しい技術への対応や新サービスの導入など正当な理由によるものであって、こうした取組が電波の有効利用に寄与したという事実を記載した書類を提出**

## 1. 背景・目的

- 携帯電話等周波数については、移動通信トラヒックの増加に対応し、デジタル社会を支えるモバイルネットワークを一層充実させていくため、開設計画の認定期間満了後も、引き続き事業者によるインフラ整備を促進するとともに、必要に応じて周波数配分の適正化を図っていくことが求められている。
- また、2027年10月には携帯電話等周波数無線局の一斉再免許が予定されており、上記の観点から対応の方向性について検討する必要がある。
- これらを踏まえ、インフラ整備に係る投資の予見可能性を確保しつつ、携帯電話等周波数の更なる有効利用を促進する観点から、当該周波数の再免許制度及び再割当制度等の在り方について、一体的に検討を行うため、情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用委員会の下に作業班を設置する。

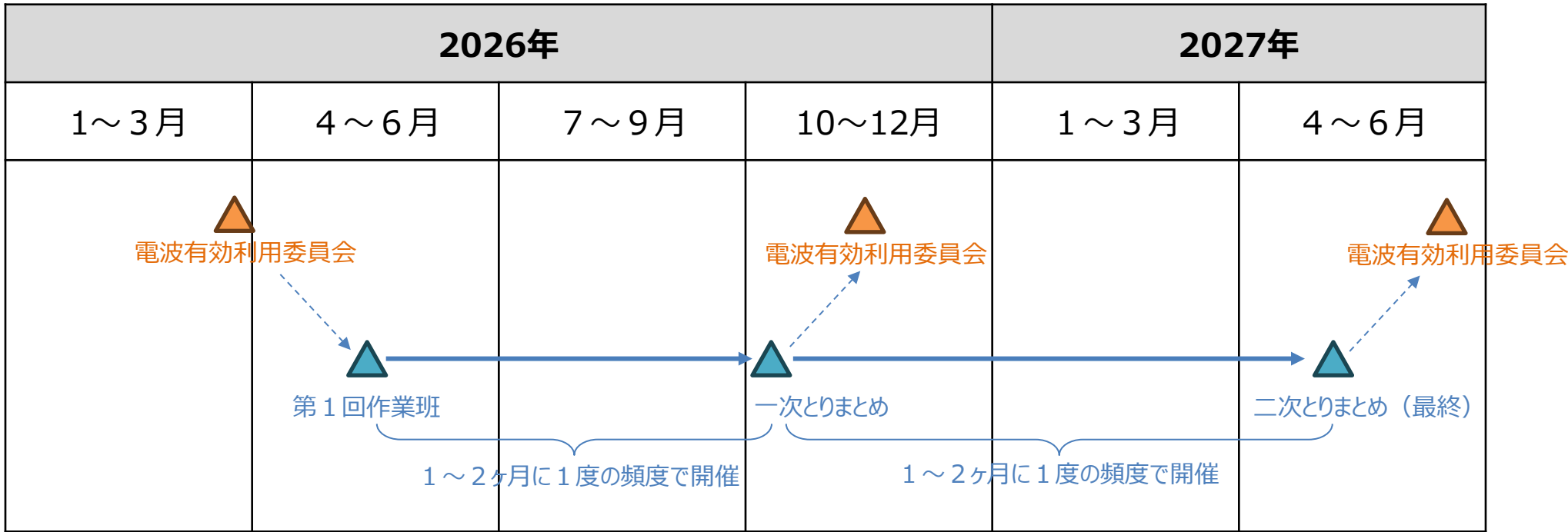
## 2. 検討事項

- ① 携帯電話等周波数無線局の再免許制度の在り方
- ② 携帯電話等周波数の再割当制度の在り方
- ③ その他携帯電話等周波数の有効利用促進に係る制度検討の実施に必要な事項

## 3. 構成員

氏名（敬称略・五十音順）	所属
池永 全志	九州工業大学 大学院 工学研究院 電気電子工学研究系 教授
佐藤 英司	福島大学 経済経営学類 准教授
穴戸 聖	成蹊大学 法学部 准教授
中島 美香	中央大学 国際情報学部 教授
林 秀弥	名古屋大学 大学院 法学研究科 教授
藤井 威生（主任）	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授

## 4. スケジュール



一斉再免許申請受付（2027年4月～）

令和8年4月22日

有効利用評価部会の活動状況  
(令和8年4月22日)

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(松下課長補佐、宮内官)

電話：03-5253-5829

報告内容について

総務省総合通信基盤局総務課

(柏崎課長補佐、尾形係長、岩波主査)

電話：03-5253-5988

## 有効利用評価部会（第57回）会合

- 1 日 時 : 令和8年3月18日(水) 15時00分～15時55分
- 2 場 所 : Webによる開催
- 3 出席者 : 西村 暢史(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀、若林 亜理砂
- 4 主な概要 : (1) 令和7年度電波の利用状況調査(各種無線システム(714MHz超))の調査結果について、総務省から報告があった。  
(2) 令和7年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の調査結果について、総務省から報告があった。  
(3) 有効利用評価の進め方について、議論を行った。

## 有効利用評価部会（第58回）会合

- 1 日 時 : 令和8年4月7日(火) 10時00分～11時05分
- 2 場 所 : Webによる開催
- 3 出席者 : 西村 暢史(部会長)、笹瀬 巖(部会長代理)、池永 全志、石山 和志、眞田 幸俊、中野 美由紀
- 4 主な概要 : (1) 携帯電話等周波数の有効利用に関する情報通信審議会における検討状況について、総務省から報告があった。  
(2) 令和7年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)の調査結果のうち重点調査結果について、総務省から報告があった。

## 今後の当面の予定

引き続き、総務省から、令和7年度電波の利用状況調査(各種無線システム・714MHz超の周波数帯)の調査結果のうち、周波数区分ごとの調査結果等の詳細報告や、令和7年度電波の利用状況調査(公共業務用無線局)の詳細報告を受けつつ、評価結果(案)の検討を進めていく予定。

また、3月に意見募集を実施した有効利用評価方針改定案に対する意見への考え方の検討を行う予定。